

不動産取引における

土壌・地下水汚染調査のご案内

指 定 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関 環境省（環 2003-1-256）

登 録 計量法に基づく計量証明事業 福岡県（2.6.14号）

近年のISO14001に代表されるリスクマネジメントの増大や地方自治体の調査強化等により、これまで問題が表面化しにくかった土壌・地下水汚染の実態が明らかになってきました。

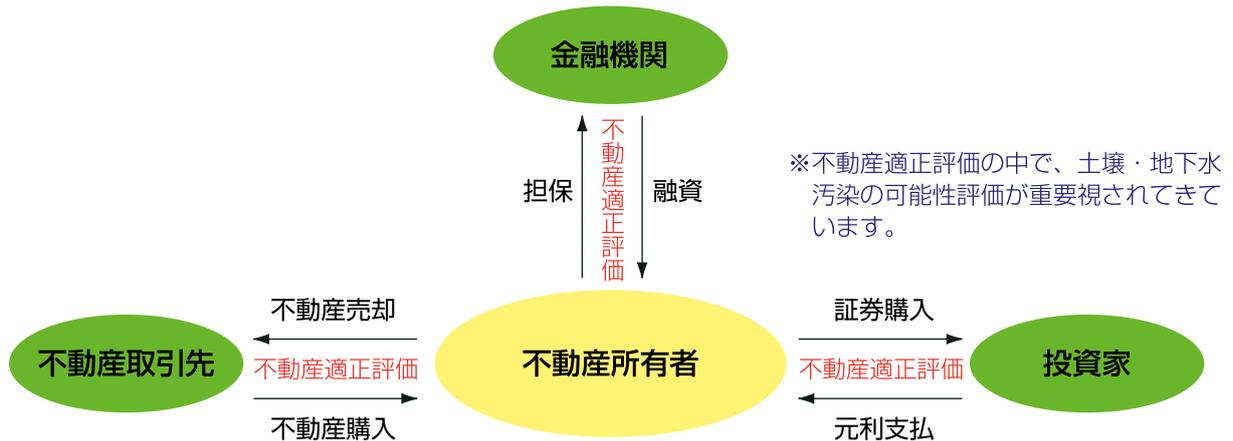
不動産取引では、銀行、投資家、取引企業などのかかわりの中で、当該不動産が当初の計画どおりに収益があげられるかどうか、地震により被災する可能性はどの程度か、環境汚染の発生により思わぬ支出を被る可能性はないかといった情報が重要となります。このときに必要となるのが不動産適正評価（デュー・ディリジェンス）で、その中で、不動産（土地）の土壌・地下水汚染の可能性評価が重要な要素となっていきています。

当協会は、環境省から専門的な技術を有する機関として指定された「土壌汚染対策法」の指定調査機関であるとともに、環境計量証明事業所でもありますので、現場調査から室内での分析、測定までを一貫して行い、不動産（土地）の安全性を評価できます。

お気軽にご用命くださいますようご案内申し上げます。

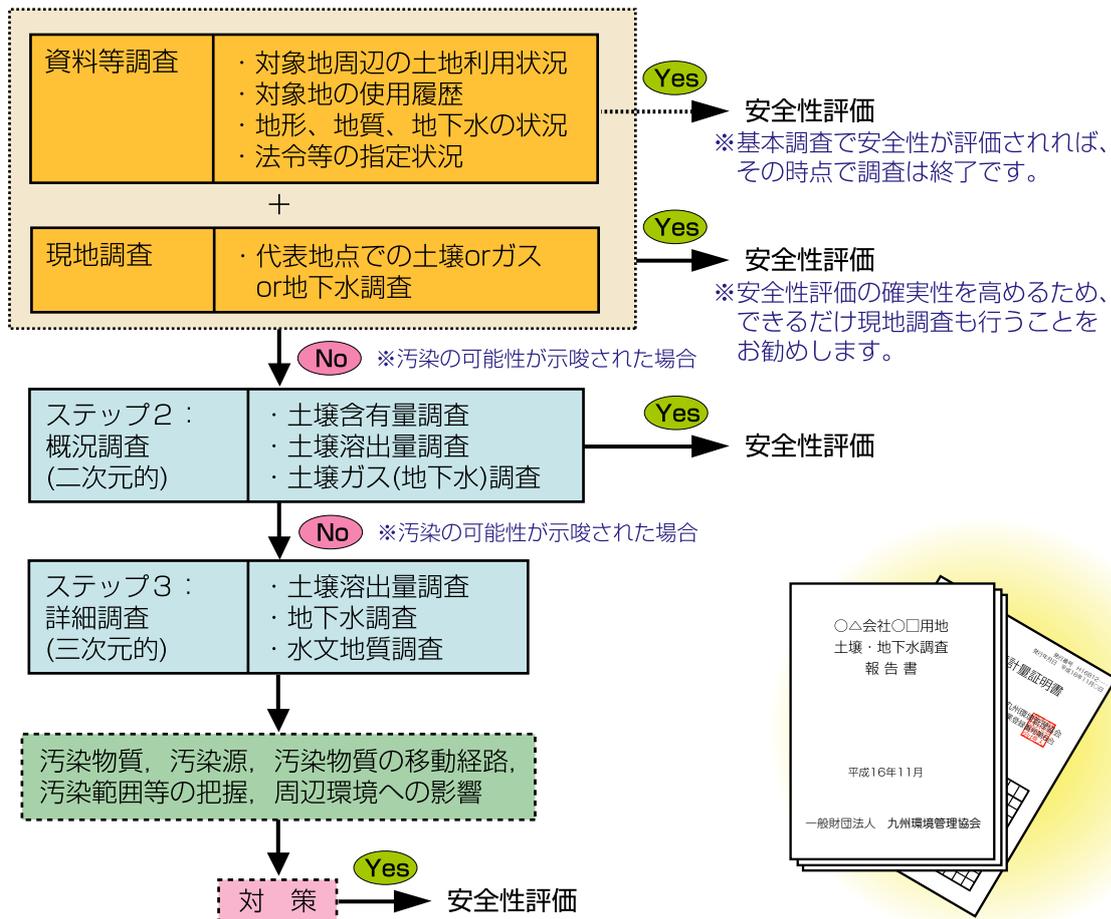


●不動産取引における土壌・地下水汚染調査の重要性



●土壌・地下水汚染調査の流れ

調査は法律等に係るものではありません。当協会では、土壌汚染対策法に係る調査手法などを参考に、短期間かつ安価で土地の安全性が評価できる調査を行います。



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(環境保全課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

調査・予測関係 : 環境部 環境保全課

料金・見積関係 : 総務部 渉外課